

令和 7 年 6 月 12 日

報道関係者 様

守口市報道提供資料

収入申告書の誤送付について

1. 概要と事実経過

被保護者 A 氏が、令和 7 年 6 月 10 日に来庁し、令和 7 年 3 月 28 日（金）市が送付した封筒に、市内在住の別の被保護者（以下「B 氏」という。）の宛名が記載された収入申告書（以下「収入申告書」という。）が混入していたとの連絡がありました。B 氏の封筒には、保護費の決定通知書のみ送付した状況であり、他の被保護者の収入申告書は混入していません。

2. 個人情報の内容

B 氏の被保護者と判明される住所と氏名

3. 判明後の対応

A 氏に対し、令和 7 年 6 月 10 日（火）来庁時に、封入作業における混入が生じた旨を説明した。B 氏に対し、入れ違いがあった旨を説明し、双方ともに謝罪しご了承いただきました。

4. 発生原因

担当職員が、A 氏の 4 月分の保護費の決定通知書及び収入申告書を封入する際に、2 枚重なっていることに気づかず誤って送付したものです。

5. 再発防止について

通知文書の封入作業については、複数人による確認作業を実施し、チェック体制の強化に努めるとともに、生活保護情報は秘匿性の非常に高い情報であることから、細心の注意を払い業務を行うように職員に対し指導徹底いたしました。

今後、このような結果が起こらないように、再発防止に取り組んでまいります。

問合せ：守口市役所健康福祉部生活福祉課

電話 06-6992-1645 （直通）